議案第１００号

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第258号）の一部を次のように改正する。

別表第１霧島市溝辺ふれあい温泉センターの項中「月曜日」を「火曜日」に改める。

別表第２霧島市横川健康温泉センターの部その他の施設の項中「午後５時」を「午後９時」に、「土曜日は正午まで」を「火曜日は午後５時まで」に改める。

別表第３中「380円」を「420円」に、「3,800円」を「4,200円」に、「7,600円」を「8,400円」に、「650円」を「750円」に、「250円」を「370円」に、「310円」を「460円」に改め、同表備考第３号を次のように改める。

３　身体障害者手帳１級若しくは２級、療育手帳Ａ１若しくはＡ２又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が介助者と家族浴室を使用する場合の１室の使用料は、420円とする。ただし、使用時間が１時間を超えたときは、30分ごとに210円を加算した額とする。

別表備考第７号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例のうち使用料に係る規定は、

この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るための額の見直しを行うとともに、温泉センターの運営実態に合わせ、休館日及び開館時間の見直しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。